

## 令和6年度 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むことから始めて行く必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行って行くことである。児童生徒に集団の一員としての自覚や自信が生まれることにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

※文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について(通知)

参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」のポイント より抜粋

## (1)いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止対策推進法」第2条(定義)より

※いじめの定義には、

- ① 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
  - ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
  - ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
  - ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること
- という4つの要素しか含まれていない。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意する。

## (2)具体的ないじめの態様

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮のうえで、警察と連携した対応をとることが必要である。

しかし、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

※文部科学省 いじめ防止基本方針の策定について(通知)

参考2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめの対する措置」のポイント より抜粋

### (3)「菊川市いじめ0宣言」と4つの共通認識

- ★いじめを許さない学校づくりを目指します。
- ★学校は、家庭・地域と連携して子どもの命を守ります

- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ・いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ・いじめられている子どもを必ず守り通す。
- ・暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等は、犯罪行為である。

※菊川市いじめ問題対策手引き より

## 2 未然防止のための具体策

### 子どもを知るため

#### (1) 校内生徒指導報告会

夕打合せの時間に定期的に関することで、実態把握と共通理解に努める。また、必要に応じて、ケース会議等を開き、問題の対応に当たる。

【内容】・実態の把握と共通理解 ・ケース会議 ・就学指導 等

#### (2) 全職員による共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、全職員の共通理解を得る。

- 児童の実態把握と確認 ・子どもを知る会(1学期)・職員会議(隔月)・打ち合わせ(毎週木曜日)
- スクールカウンセラー等による講話と演習 ・校内研修

### 自己存在感や自己有用感を育むために

#### (3) 居場所づくりと絆づくり

まずは、全教職員が児童一人一人を丸ごと受け止める(認める)ことから始める。

##### 【居場所づくり】

互いに傷つけ合ったり、相手を馬鹿にしたりするような言動による些細なトラブルを減らしていくことから、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

- ・子供の視点や言葉でのルールづくり ・場に応じたあいさつ ・適切な言葉遣い ・「さん」付け

##### 【絆づくり】

相手や周りを気遣おうとする態度、他者や集団との関わりを大切にしようとする態度を育む。

- ・学校行事、児童会行事への取り組み ・当番活動、係活動、だいじ掃除、委員会活動

#### (4) 生徒指導学の機能した授業の積み上げ

「主体性」「規律」「学力」「有用感」を大切に、一人一人が意欲的に参加し、誰もが授業場面で活躍できる、「わかる」「できる」授業に取り組む。

- ・主体性: 自己決定の場、考えをつくる時間の確保、自分で学習方法を判断
- ・規律: 学習の約束 ・学力: 基礎基本の確実な定着 ・有用感: 互いに認め合える学習集団づくり

#### (5) いじめ防止会議

6月頃に各学級で「いじめ防止会議」を行い、子供自身でいじめを防止する学級づくりについて考える。

## いじめに向かわない態度・能力の育成のために

### (6) いじめに向かわない態度, 能力の育成

道徳授業の充実はもちろん、学級活動や、日々の授業や活動を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いを認め、尊重する態度を養う。

- ・道徳の授業は「善悪の判断・自律・自由と責任」を重点に取り組み、道徳的心情を育てる。
- ・道徳の授業に、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める。
- ・学級活動の時間などを活用し、発達段階に応じていじめの未然防止や解決の手立てについて考え、学ぶ機会を設ける。
- ・計画的に人間関係作りプログラムに取り組む。また、ソーシャルスキルトレーニングも取り入れ、コミュニケーション力や社会性を養う。

## ネットトラブルに巻き込まれないために

### (7) 情報モラルの育成と規範意識、相手意識、コミュニケーション能力の育成

ネットトラブルに巻き込まれないためには、子ども達の情報モラルを高めていくとともに、保護者への啓蒙活動に努め、理解と協力を図る。

- ・Netモラル
- ・iPad使用のきまり
- ・インターネット教室(参観会)
- ・懇談会での情報共有

## 3 早期発見の手立て

### (1) 教師による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等を機会に、子ども達の様子に目を配る。「子どものいるところには、教職員がいる」ことを目指し、共に過ごす機会を積極的に設ける。

### (2) 定期的なアンケートの実施

定期的にアンケート(いじめアンケート)や学校評価を実施し、子どもの実態把握の一助とする。また、必要に応じて随時実施することでより深い把握に活かす。

### (3) 地域, 保護者との連携

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多い。いじめられている子どもは、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。保護者と話し合う機会を設け、保護者の理解と協力を図ると共に、積極的な情報収集に努める。

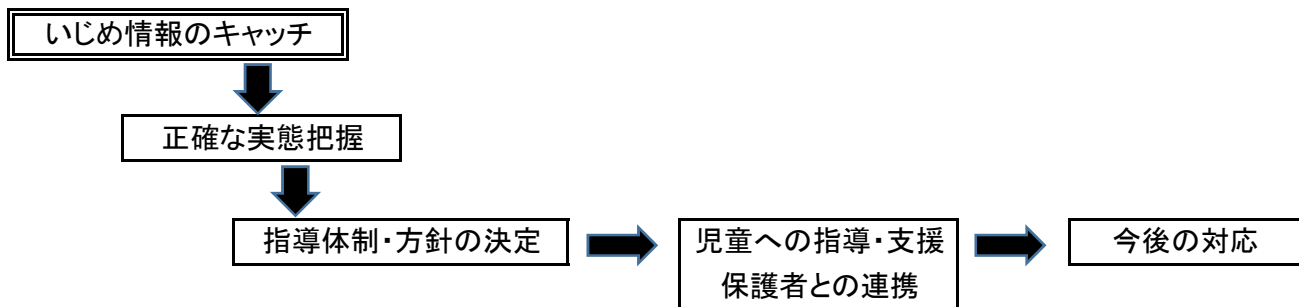
- ・家庭訪問、懇談会、個別面談、学校評価
- ・教育相談、巡回相談

## 4 いじめ発見時の対応

### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害者児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

## (2) いじめ対応の基本的な流れ



## (3) いじめ発見時の緊急対応

### 【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」で、情報の共有を図る。
- 速やかに関係児童から情報を聞き取り、いじめの有無の確認と、早期対応に取り組む。

### 【いじめられた児童とその保護者への支援】

- 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に確認した事実を伝える。
- いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員）と連携し、寄り添い支える体勢を整える。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

### 【いじめた児童への指導とその保護者への助言】

- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、連携した対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産の脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の安心、安全、健全な人格の発達に配慮する。

### 【いじめが起きた集団への働きかけ】

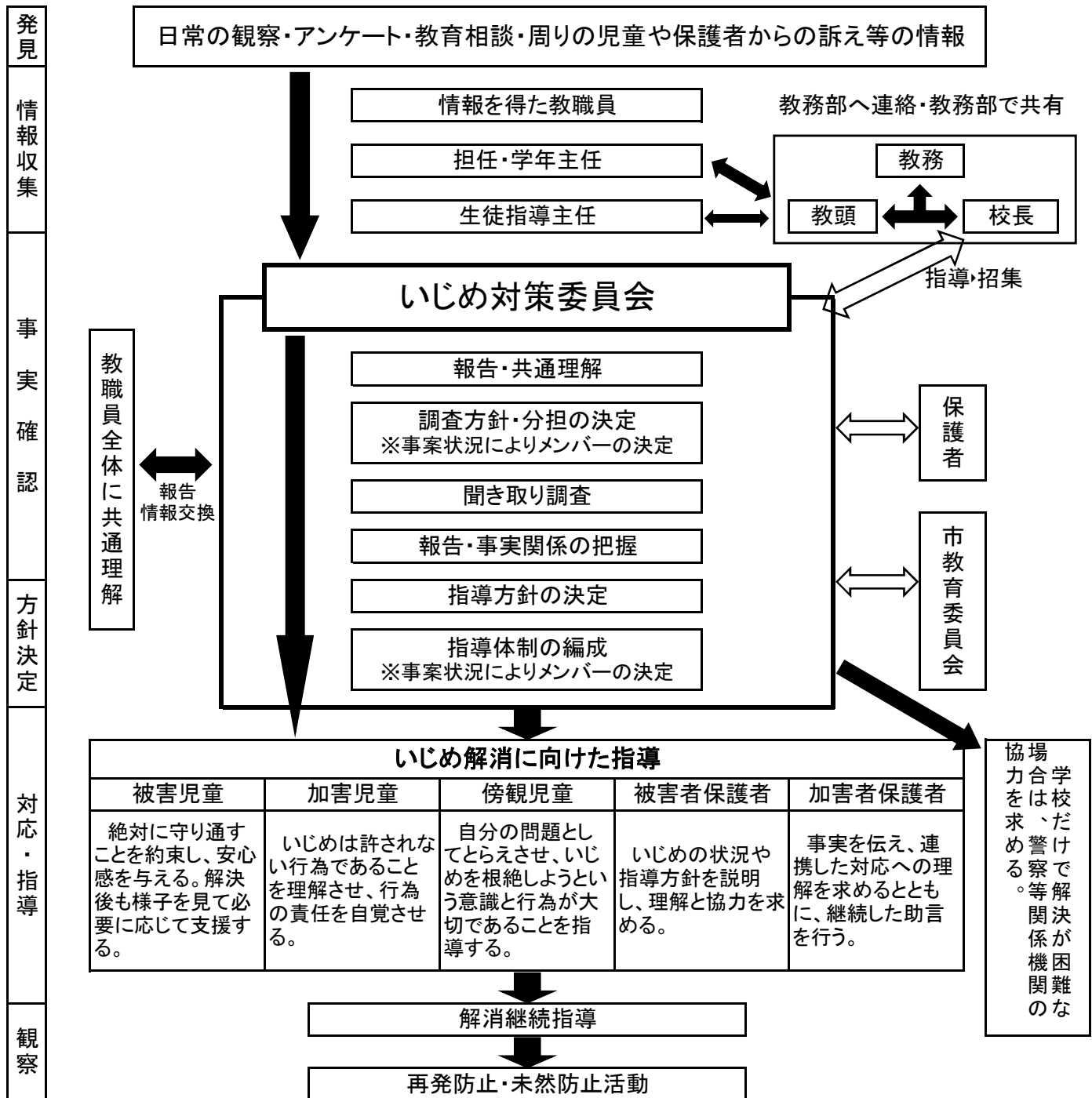
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 話し合いを行うことで、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- いじめの解決は、被害児童、加害児童を含めた全てが、好ましい集団活動を取り戻すことと押さえる。

## 5 重大ないじめ発生時の組織的対応

- 児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
  - 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは一定期間連続して欠席している場合。
  - 児童生徒や保護者から、「いじめを受けて重大事態に至った」という申立があった場合や関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。
- 「重大ないじめ」を発見した場合の対応（以下は手順）
- ① 学校いじめ防止対策委員会を組織
  - ② 菊川市教育委員会への報告
  - ③ 学校いじめ防止対策委員会で調査（教育委員会から指導を受ける）
  - ④ 調査した結果を、教育委員会へ報告
  - ⑤ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切な方法で説明

## 6 いじめが起こった場合の組織的対応

いじめを認知した場合、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そういった状況を避けるためにも、いじめ対策委員会による緊急会議を開き、今後の方針を立て、組織的に取り組む。



- ※ 状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- ※ 教務部・生主への連絡は、発覚した時点で行う。
- ※ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や、情報が不確かな場合等では、把握した状況を基に、十分検討協議し、慎重に対応する。
- ※ 生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は、相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について協議する。